

令和 8 年

第 1 回新温泉町教育委員会会議議事録

(令和 8 年 1 月 2 1 日開催)

新温泉町教育委員会

令和8年第1回新温泉町教育委員会議事録

- 1 日 時 令和8年1月21日（水）午後1時45分～午後3時30分
- 2 場 所 浜坂多目的集会施設 和室
- 3 出席者 森田教育長
(委員) 田中教育長職務代理者、村尾教育委員、岡田教育委員、上野教育委員
(事務局) 朝野こども教育課長、重本生涯教育課副課長、樹岡こども教育課参事
桶本こども教育課課長補佐
- 4 会議録署名委員 岡田教育委員、上野教育委員
- 5 傍聴者 0人
- 6 議 事
日程第1 会期の決定
日程第2 会議録署名委員の指名
日程第3 教育長報告及び所管事務報告
日程第4 新温泉町学校管理規則の一部改正について
日程第5 新温泉町学校管理規程の一部改正について
日程第6 新温泉町立学校教職員の服務に関する規程の一部改正について
日程第7 新温泉町偉人マンガ制作委員会委員の委嘱について
日程第8 その他 次回新温泉町教育委員会日程について

開会 午後1時45分

○森田教育長 ただいまより第1回の新温泉町教育委員会を開催します。

令和8年がスタートし、1月11日は大雪の中ではありましたが、令和8年新温泉町二十歳のつどいがあり、教育委員の皆様にもご臨席もいただきました。対象となる若者122名のうち参加者が105名でした。高校を卒業してから2年目という若い世代の集まりで、触れ合い交流の時間などの様子を見ながら、この中で何人が新温泉町にとどまり、町の将来を担ってくれる子が何人いるだろうかという思いで、期待が半分、不安が半分という気持ちでした。

懸案であります大庭認定こども園の耐震工事につきまして、仮設園舎の工事が1月

から始まりました。現場を見させていただきますと、安全配慮が多くされていますが、覆いで入口が少し狭くなっていたり、鉄棒やタイヤがあつたりしますので、薄暗くなると園庭が見にくくなるため、照明を設置しながら、安全対策を行っています。工事の現場との打合せを頻繁に行いながら、安全に気をつけて工事を進めている状況です。それでは、日程に沿って進めさせていただきます。

日程第1、会期の決定です。1月21日、16時までの一日間をお願いします。

日程第2、会議録の署名委員の指名です。岡田委員と上野委員をお願いします。

日程第3です。教育長報告をさせていただきます。

(「教育長報告」を説明)

○村尾委員 夢が丘中学でG o o g l e C h a t でいじめがあつたとのことですが、詳細がわかりますか。

○桶本こども教育課課長補佐 詳細については、現在究明中ですので、今の段階ではまだ分からない状況です。

○森田教育長 校長会では、全体像の調査中ということでした。

○村尾委員 状況が分かれば、報告をお願いします。

○森田教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、所管事務報告に入ります。こども教育課長、お願いします。

○朝野課長 (議事日程資料2～13ページを説明)

○岡田委員 民生教育常任委員会で否決になった場合、この話がなくなることはないですか。

○朝野こども教育課長 否決になると、耐震・改修工事ができないということになります。教育委員会としては、認めていただくよう努力をする姿勢ですし、既に仮設園舎を設置しています。保護者の皆さんにもご迷惑をおかけしていますので、議員の皆さんにご理解いただくように説明していきたいと思ひます。

○森田教育長 そのほかはいかがでしょうか。

○田中教育長職務代理者 不登校の件です。どんどん増えています。スクールソーシャルワーカーさんが新温泉に1人おられ、たくさんの学校を1人で回っておられるようですが、職務内容について教えてください。

○樹岡こども教育課参事 不登校の児童生徒数が多いとのご指摘ですが、本日、午前中に行われた校園長会で、教育長から各校園長に指示を出させていただきました。不

登校児童生徒については、未然防止と事後対応の二軸を分けて取り組むようにということです。特に未然防止については令和8年、力を入れていくということを明言されたところです。

次に、スクールソーシャルワーカーですが、多くの不登校の子どもたちがいる中で、1人では大変ではないかということですが、やはり1人というのは大変だと思います。今いただいたご意見を踏まえ、教育委員会も検討してまいります。

スクールソーシャルワーカーの業務内容につきましては、学校だけで解決できにくい福祉の部分について福祉課と連携し、家庭に入り込んでいながらサポートしていく仕事をしています。ただし、不登校だけに限った仕事ではありません。実際に村尾委員がスクールソーシャルワーカーの仕事をしていただいていたので、機会があれば教えていただけたらと思います。

○村尾委員 私も何年前にさせていただきました。そのときには2人を雇っていただきまして、温泉地区と浜坂地区という形で、中学校単位でさせていただきました。初めてのことであったので、家庭に入っていくしんどさがありました。

当然、役場の福祉課や保健師さんと連携が必要ですので、そういう活動をしていかなない限りは、なかなかその子の特性も分かりませんし、そういったことをきちっとできる体制が必要と感じていますし、サポートしてあげる体制がないと、職種はいても動けない現状があると思います。

そういう職種を増やそうという考えがあるのであれば、サポート体制の整備や保健師など多職種との連携体制も必要だと思います。

○樹岡こども教育課参事 今お話があったように、関係機関と連絡調整が必要ですので、よりよい方向を検討してまいります。

○森田教育長 樹岡参事が二軸の話をしていましたが、不登校対応が不登校になってからの対応になっている。だから、いかに学校に戻すか、いかに外に引き出すかの対応になっている。発達特性とか発達課題の子は一次障害としての機能に凸凹がある。これは治らない。しかし、社会生活する上に、困ることがないように支援していく。その支援が行き届かないと、小学校中学年ぐらいから二次障害を起こす。二次障害を起こすのは学校の教育の問題だ、関わり方が間違っていたという話も聞かせていただきました。二次障害を起こした子に戻すのは非常なエネルギーが要る。だから、先手を打ち、小学校1年生あたりには手厚く支援をし、その子が困らないような状況をつくっ

ていけないといけないという話もずっと聞いてきました。不登校についても同じと思っています。例えば学校に来たくなるような状況を作っていかなければいけないだろうと思います。そのほかいかがでしょうか。

○岡田委員 私立の高校入試が始まる頃ですけど、不登校のまま高校に行かない件数は、年間何件ぐらいありますか。

○樹岡こども教育課参事 結論からいえば、極めて少数です。

かなり早い段階から進路指導を丁寧に行ってもらっています。近年、通信教育などの幅広い選択肢がありますので、何かしらの進路先があります。

○森田教育長 引き続き生涯教育課長、お願いします。

○重本生涯教育課副課長 (議事日程資料14～33ページを説明)

○村尾委員 八田コミュニティセンターの関係です。蜜蜂やチョウの化石など貴重なものがどんどん見つかっています。PRや展示方法の工夫をお願いしたい。

○森田教育長 そのほかいかがですか。

○岡田委員 二十歳のつどいの件です。去年は、司会と参加者とのやり取りで、スポンサーに配慮されてない事がありましたので心配をしていましたが、今年は上手にスポンサーの読み上げを行い、配慮ができていたので、見ていて気持ちがよかったです。

○村尾委員 タイムカプセルの開封も会場からの反応がよかったなと思いました。

○田中教育長職務代理者 元担任の先生のビデオレターについて、今年は個々の長さの平均が取れていてよかったと思いました。

○森田教育長 よろしいでしょうか。

次に、日程第4、第1号議案の提案をお願いします。

○朝野こども教育課長 議案第1号の新温泉町学校管理規則の一部改正について、説明いたします。

34ページをご覧ください。提案理由です。春季休業日の変更、学校教育法の一部改正及び連携型中高一貫教育校の開設に伴い、所要の改正を行うものです。

説明の都合上37ページの新旧対照表をご覧ください。左側が現行、右側が改正案となっています。学校教育法の改正も含んだ改正内容で、国におきましては、学校等における働き方改革の一層の推進や、組織的な学校運営及び指導の促進などの取組を進めていくということで、その方針を考慮した改正ということになっています。

新旧対照表の第3条(3)第3号が春季休業日を規定しておりまして、現行の4月6日を、2日延ばしまして4月8日までとするものです。始業が4月9日ということになります。異動の時期で事務が煩雑であることや、教職員の働き方改革なども考慮し、学校の意見も考慮して改正をするものです。

続いて、改正案をご覧くださいまして、第4条の2、主務教諭について新たに規定するものです。学校教育法の改正に伴い、新たに学校に主務教諭を置くことができるという規定を設けるものです。

第2項の内容ですが、主務教諭は、児童生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて当該学校の教育活動に関し教諭その他職員間における総合的な調整を行うという職務ということになります。

第9条は、学校事務職員の職名の改正で、内容については全て説明しませんが、改正案のとおり改正を行っています。

続いて、38ページをお開きください。第10条、現行の下線の部分をご覧ください、休暇及び専免が5日以上にわたる場合は、教育委員会の承認を受けないといけないという内容を、承認不要とするものです。

第2項の校長の県外出張等につきましても、同様です。

改正案第11条の2、教育課程の連携について、新たに規定するものでございます。内容としましては、4月から始まります、町内2中学校と浜坂高等学校と連携型中高一貫教育校設置に伴うもので、中学校と高等学校が教育課程の編成や連携をすることを規定するものです。

36ページ、議案本文に戻っていただきまして、附則です。この規則は、令和8年4月1日から施行するものです。以上です。

○森田教育長 管理規則の改正につきまして説明がありました。

ご質問、ご意見をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。村尾委員。

○村尾委員 学校参事等の第9条について、職種が増えたのでしょうか。

○桶本こども教育課課長補佐 職名につきましては、学校事務職員または学校栄養職員のみ呼称変更となるものです。人数が増えるのではありません。

○森田教育長 そのほか質問のある方はありませんか。(特になし)

それでは、採決に移ります。議案第1号の承認される方、挙手をお願いします。

挙手全員ですので、原案どおり可決いたします。

次に、日程第5、議案第2号について提案をお願いします。

○朝野こども教育課長 資料39ページ、議案第2号、新温泉町学校管理規程の一部改正についてです。

提案理由は、新温泉町学校管理規程に定める様式の変更に伴い、所要の改正を行うものです。

41ページの新旧対照表をご覧ください。41ページから50ページまで様式の改正をしています。業務改善で押印省略を進めるものです。数年前にデジタル化の推進ということで、国をはじめ県や町でも押印の省略を進めたところですが、このたび学校管理規則の改正と合わせ、様式を改正します。

40ページをご覧ください、一部改正規程の附則です。この訓令は、令和8年4月1日から施行するものです。以上です。

○森田教育長 それでは、様式の押印の省略ということが1点です。

何かご意見、ご質問はありますか。

それでは、採決に移ります。議案第2号の承認される方、挙手をお願いします。挙手全員ですので、原案どおり可決いたします。

日程第6、議案第3号について説明をお願いします。

○朝野課長 51ページ議案第3号、新温泉町立学校職員の服務に関する規程の一部改正についてです。

提案理由は、新温泉町学校管理規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

53ページの新旧対照表をご覧ください。休暇取得取扱いの改正です。これまで現行の第3項で、病気休暇について病気休暇承認願を提出する必要がありましたが、休暇簿で承認を受けるということに規定を変更しています。現行のただし書をご覧ください、5日以上の場合は、教育委員会の承認が必要でしたが、学校で承認できるよう改正し、第5条第2項、校長の休暇等につきましても、同様に改正を行っています。

学校との調整の中で近隣市町の取組なども参考にしながら、改正を行っているものです。以上です。

○森田教育長 何かご意見、ご質問はありますか。

それでは、採決に移ります。議案第3号の承認される方、挙手をお願いします。挙手全員ですので、原案どおり可決いたします。

日程第7、新温泉町偉人マンガ制作委員会の委員の委嘱について、お願いします。

○重本生涯教育課副課長 資料の67ページをご覧ください。新温泉町偉人マンガ第3弾の漫画に関しては但馬杜氏を検討しています。その漫画の制作委員の委嘱についてです。委嘱の基準につきましては、(1)から(4)まで基準に基づき、令和8年3月1日から令和10年2月28日までを任期として委嘱します。1番から8番までの委員の委嘱をさせていただきたく提案いたします。

漫画の発行スケジュールを説明させていただきます。3月に第1回制作委員会の開催を予定します。5月には酒蔵の現地視察、7月には第2回の委員の開催ということで編集の方針の決定、10月に第3回の開催、全体の構成を決定する。9年の4月には漫画家の公募、プロポーザルの方式で決定の予定です。5月には偉人マンガの作画の作業に入るということで、委員会を4回程度開催する予定です。以上です。

○森田教育長 それでは、今の件に関しまして何かご意見、ご質問はありますでしょうか。それでは、採決に移ります。議案第4号の承認される方、挙手をお願いします。挙手全員ですので、原案どおり可決いたします。

次に、日程8の次回の日程の提案をお願いします。

○桶本こども教育課課長補佐 次回の新温泉町教育委員会の日程につきまして、2月17日火曜日13時45分から会議、事前協議を13時30分から行いたいと思います。場所については、未定ということでお願いいたします。

○森田教育長 日程8につきましては、2月17日火曜日の13時45分から本会議前に、1時半からの事前協議ということで決めさせていただきます。

それでは、全体としまして何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

以上をもちまして本日の協議のほうを終わらせていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後3時30分
